

新黒部市総合振興計画の策定に係る基本方針等について

1 計画策定の目的

旧市町による合併協議会が策定した「新市建設計画」では、新市の将来像を『**大自然のシンフォニー 文化・交流のまち黒部～市民の参画と協働によるまちづくり～**』とし、新市建設の基本姿勢を示した。

今回の総合振興計画策定にあたっては、新市建設計画との整合性を図るとともに、以下の3つの視点に留意しつつ、**黒部市の新たなまちづくりに向けた総合的な指針**となる計画策定を目的とする。

計画策定における3つの視点

市民との協働による“手づくり型”の計画策定

市民との協働型まちづくりの実践を明確にし、実行性を重視した計画内容

事業評価システムの導入による計画・評価・予算の連動

2 総合振興計画の位置づけ

黒部市の最上位計画となる総合振興計画(基本構想・基本計画)は、“**黒部市の新たなまちづくりを導き、実現していくための総合的な指針**”と位置づける。

また、新市建設計画の中では、「新市のより詳細かつ具体的な施策内容については新市において策定する総合計画に委ねる」としており、**今回策定する総合振興計画は、新市建設計画の内容を掘り下げた、より詳細な計画とする。**

さらに、今回策定する総合振興計画をもとにして、都市計画マスタープランや地域福祉計画などの各分野別・個別事業ごとの詳細な計画を検討・立案することにより、将来像の実現に向けたまちづくりを実践していく必要がある。

3 計画の名称 第1次黒部市総合振興計画

4 計画の実施期間と構成

今回策定する総合振興計画(基本構想、基本計画)の実施期間は、**平成20年度～29年度までの10年間**とする。

計画開始年度 平成20年度

計画目標年度 平成29年度

計画期間

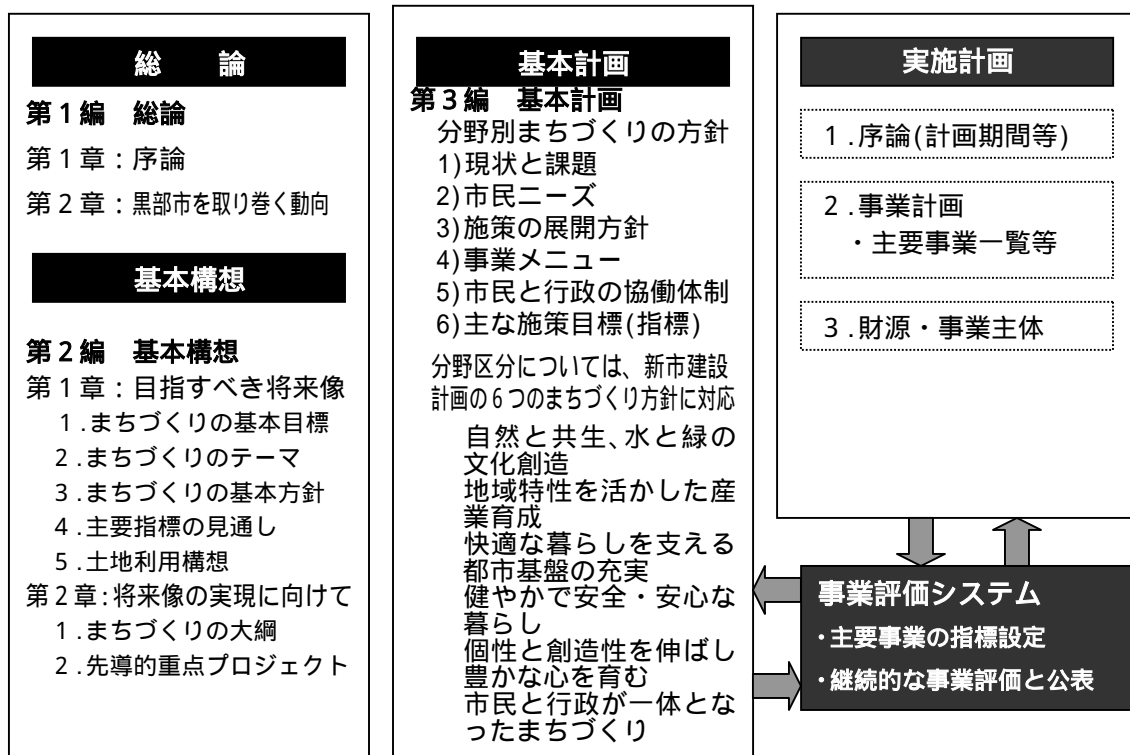
基本構想 = 平成20年度～29年度までの10年間(議決目標 = H19.9月議会)

基本計画(前期) = 平成20年度～24年度までの5年間(報告 = H19.12月議会)
(後期) = 平成25年度～29年度までの5年間

なお、新市における施策等の目指すべき方向性をできるだけ早く市民に示すことができるよう、**本年度中に、「基本構想(中間報告)」という形で、市議会への説明と市民への公表(H.P.)を行うこととする。**

計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構成とし、主な組み立ては以下のとおりとする。なお、基本計画における施策の分野区分は、新市建設計画の基本方針に基づくものとする。

総合振興計画の構成(案)



5 計画策定の推進体制

計画推進体制の概要

組 織	検討内容とメンバー構成	備 考
審 議 会	総合振興計画の取りまとめに向けた審議、市長への答申 メンバー：学識経験者、各種団体代表、公募市民 (50名以内)	総合振興計画の 諮問機関
部 会	6つの部会体制による具体的計画内容の審議 委員すべていずれかの部会に所属	
専門委員	部会審議における専門的なアドバイス等 メンバー：専門知識を有する者	
幹 事	審議会の円滑な運営協力 メンバー：策定委員会委員	
策定委員会	庁内における計画案の検討、原案決定 メンバー：助役、教育長、病院長、部長等	
計画主任会議	審議会の部会と連動する6つの分科会を構成し所属する 課等の所掌事務に係る計画素案の作成及び施策目標設定 メンバー：課等の長	
ワーキング グループ	必要な調査、資料収集、検討シートの内容確認・修正等 メンバー：課長補佐、係長等	

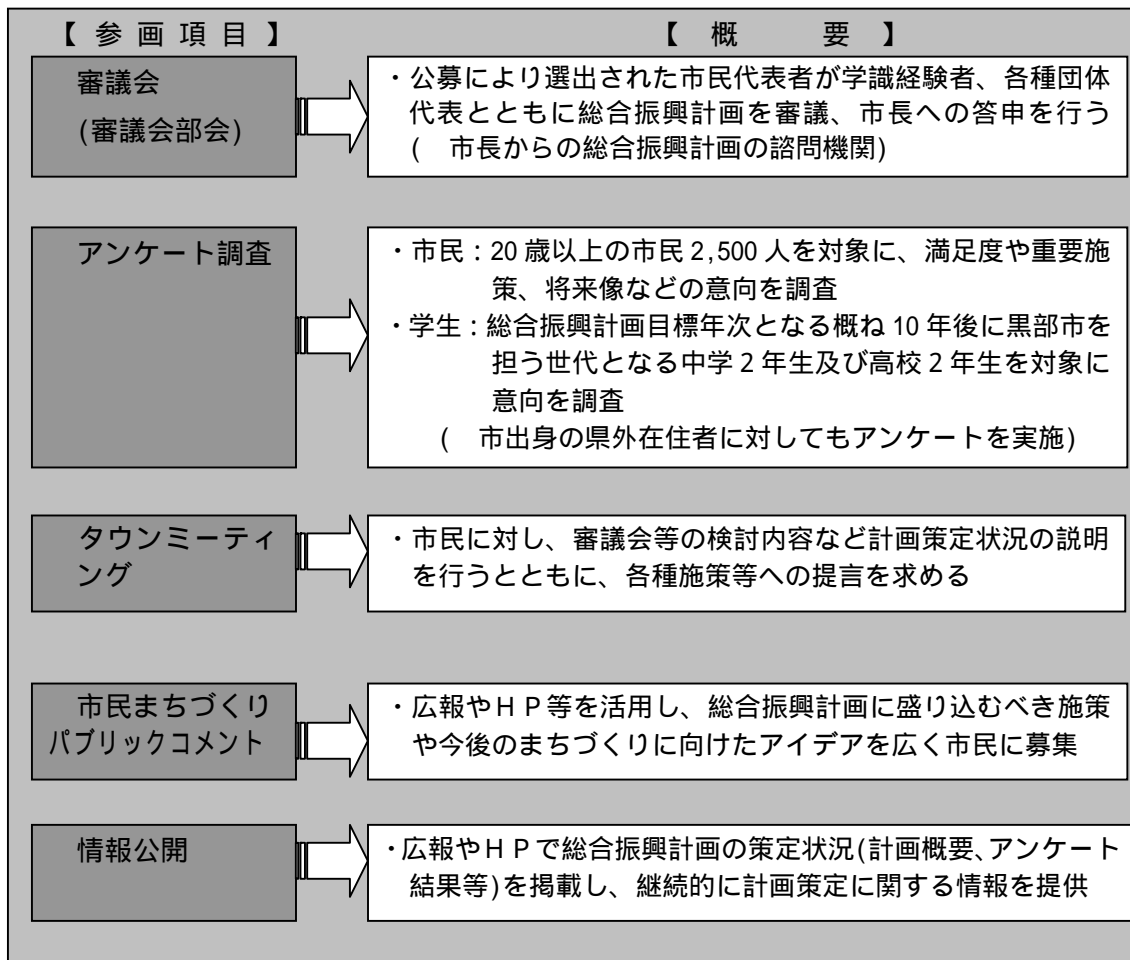
6 計画策定における市民参画体制

近年、従来の行政主導型から市民参画によるまちづくりの重要性が再認識され、黒部市においても、各地で市民による地域づくりが活発化してきている。

このような動向を踏まえ、総合振興計画策定にあたっては、アンケート調査をはじめ、市民を交えた施策の素案づくり(審議会部会)、広報やホームページを活用した情報提供など、以下に示す ~ の市民参画体制を基本としながら計画策定を推進する。

また、計画策定を通じて、黒部市が抱える課題や目指すべき将来像、施策の方向を市民と行政が広く共有するとともに、計画策定後におけるまちづくりの実践段階への積極的な市民参画を促し、住民自治に基づく協働型まちづくりへのステップアップを目指す。

市民参画体制の概要



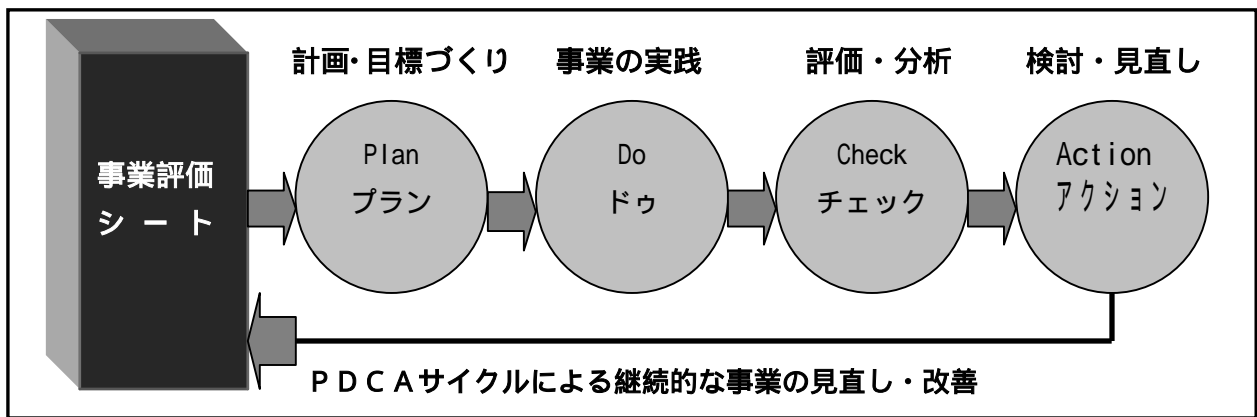
7 事業評価の導入について

地方分権の推進や本格的な少子・高齢化社会の到来など、自治体を取り巻く環境が大きな変革期を迎えるなかで、「限られた財源でより効果的な施策展開」を実行していくため、今回の総合振興計画の策定を契機として、各々の施策が果たすべき成果目標の設定や進捗評価、改善プロセス(P D C A)を重視した事業評価システムの段階的な導入を図ることとする。

なお、総合振興計画の策定に合わせて、各種施策の指標(目標)をはじめ、事業後の達成状況の評価などを公表していくことを基本とする。

また、事業評価に際しては、客観的な総合振興計画の進捗管理・評価の導入を検討することとする。

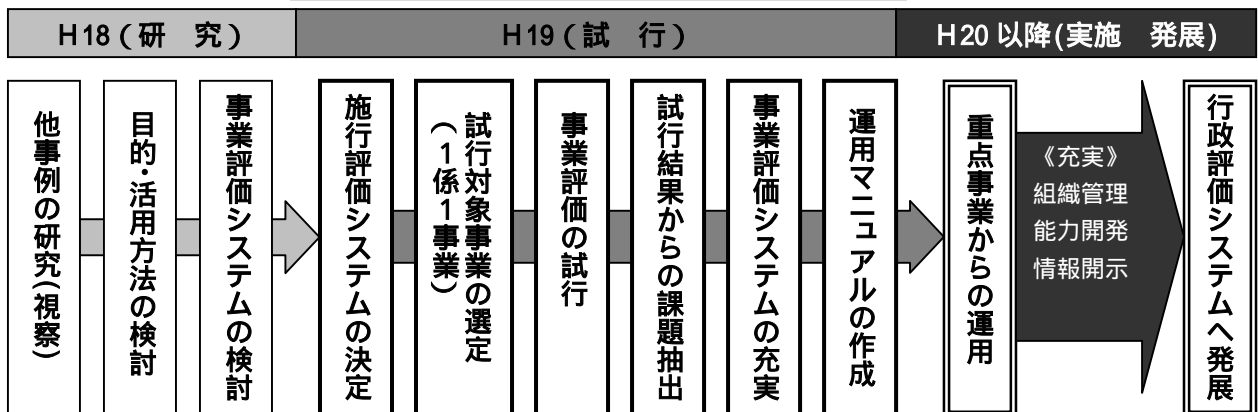
事業評価システムのイメージ



【具体的取り組み手法】

行政評価は、最終的には全庁的な実施を目指すのが、いきなり全庁的にやろうとしても多くの場合うまくいかない。したがって、初めは小規模な範囲を対象(例：1係1事業)に評価試行を実施することとし、以後下記のとおり、段階的なステップアップに取り組むこととする。

事業評価システムのステップアップ・フロー



平成18年度は、平成19年度からの評価試行実施に向けた調査研究期間とする。なお、総合振興計画の策定業務と同時並行的に事業評価研究チーム(企画政策課、総務課、財政課等)を立ち上げ取り組みを進めることとする。